

【重要】北九州市火災予防条例改正のお知らせ！

テント型サウナとバレル型サウナの規制が始まります！

※簡易サウナ設備の規制が令和8年3月31日から追加されました。
全国的にテント型サウナやバレル型サウナの利用が増えています。



簡易サウナ設備とは？

従来の浴場などに設置される固定式サウナとは異なり、屋外に設置するテントやバレル（木樽）などに設置される最大出力6 kW以下の薪ストーブまたは電気ストーブを指します。

北九州市火災予防条例改正の5大ポイント



安全な距離の確保



建築物や可燃物から安全な距離を確保しましょう。



異常時の対策



サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に、熱源を自動又は手動で遮断できる装置の設置が義務付けられています。
※薪ストーブの場合は消火器で代替可



たき殻受けの設置

薪を熱源とする簡易サウナ設備には、不燃材料でできた「たき殻受け」を設置しましょう。



整理整頓の徹底

サウナ設備の周囲は常に清潔に保ち、燃料や可燃物を放置しないようにしましょう。



その他

取扱説明書をよく読んで、火災予防に必要な基準を遵守しましょう。



安全なサウナライフを！

簡易サウナ設備を楽しむために

「簡易サウナ設備」設置の重要ルール

Q&A

Q1. 簡易サウナ設備を設置する場合は届出が必要ですか？

A. 個人が設置する場合を除き、届出が必要です。

Q2. 個人が簡易サウナ設備を設置する場合は規制の対象外ですか？

A. 個人が設置する場合についても規制の対象です。製造元が示す設置方法と使用方法に従って正しく使用してください。

Q3. 6kWを超える出力の薪や電気を熱源とするテント型・バレル型サウナの取扱いは？

A. 「一般サウナ設備」として規制されます。

※テント型・バレル型サウナ以外の物、薪や電気以外の熱源の物も同様です。

Q4. 建物内に設置するテント型・バレル型サウナの規制は？

A. 「一般サウナ設備」として規制されます。

※建物の屋上は除かれます。



安全なサウナライフのため、
ご理解とご協力をお願いいたします。

お問い合わせ先

より詳しい情報やご不明な点は、下記までお気軽にお問い合わせください。

消防局予防部指導課 (093-582-3812)

若松消防署予防課 (093-752-0119)

門司消防署予防課 (093-372-0119)

八幡東消防署予防課 (093-663-0119)

小倉北消防署予防課 (093-582-0119)

八幡西消防署予防課 (093-622-0119)

小倉南消防署予防課 (093-951-0119)

戸畑消防署予防課 (093-861-0119)